

別紙 1 - 2 歯科診療報酬点数表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 通則 1～3 (略) 第1節 初診料 区分 A000 初診料 1 歯科初診料 <u>261</u> 点 2 (略) 注1～11 (略) A001 (略) 第2節 再診料 区分 A002 再診料 1 歯科再診料 <u>53</u> 点 2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 (略) 注1～9 (略) 第2部 入院料等 通則 1～7 (略) 第1節 (略) 第2節 入院基本料等加算 通則	別表第二 歯科診療報酬点数表 [目次] (略) 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 通則 1～3 (略) 第1節 初診料 区分 A000 初診料 1 歯科初診料 <u>251</u> 点 2 (略) 注1～11 (略) A001 (略) 第2節 再診料 区分 A002 再診料 1 歯科再診料 <u>51</u> 点 2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 (略) 注1～9 (略) 第2部 入院料等 通則 1～7 (略) 第1節 (略) 第2節 入院基本料等加算 通則

1・2 (略)

区分

A 2 0 0～A 2 2 8 (略)

A 2 2 8－2 せん妄ハイリスク患者ケア加算

A 2 4 0 (略)

A 2 4 1 削除

A 2 4 2～A 2 4 5 (略)

A 2 4 6 地域医療体制確保加算

A 2 5 0 (略)

第3節・第4節 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

区分

B 0 0 0からB 0 0 0－3まで (略)

B 0 0 0－4 歯科疾患管理料 (略)

注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この部において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

2 (略)

3 区分番号B 0 0 0－6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B 0 0 0－7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B 0 0 0－8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B 0 0 2に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C 0 0 1－3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C 0 0 1－5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

1・2 (略)

区分

A 2 0 0～A 2 2 8 (略)

(新設)

A 2 4 0 (略)

A 2 4 1 総合評価加算

A 2 4 2～A 2 4 5 (略)

(新設)

A 2 5 0 (略)

第3節・第4節 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

区分

B 0 0 0からB 0 0 0－3まで (略)

B 0 0 0－4 歯科疾患管理料 (略)

注1 1回目の歯科疾患管理料は、継続的な歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等（以下この区分番号において「患者等」という。）の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に、初診日の属する月から起算して2月以内1回に限り算定する。

2 (略)

3 区分番号B 0 0 0－6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B 0 0 0－7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B 0 0 0－8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B 0 0 2に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C 0 0 1－3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C 0 0 1－5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料